

## 許可申請等に係る添付書類

表 3－1 許可申請関係

- (1) 欠格要件に該当しないことを誓約する書面（様式19）
- (2) 解体業又は破砕業\*1の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図\*2、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）  
\*1 破砕業の用に供する施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可を受けている施設である場合は、当該施設に係る書類については不要。  
\*2 標準作業書の記載事項である火災予防上の措置として設置する消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示すること。
- (3) 上記(2)に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
- (4) 事業計画書及び収支見積書（解体業は様式20、破砕業は様式21）
- (5) 申請者が個人である場合は、住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (6) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為（申請日前3か月以内に原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※
- (7) 申請者が法人である場合は、役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (8) 申請者が法人である場合は、発行済株式総数又は出資の額の100分の5以上を有する者の、株式数又は出資金額を記載した書類並びに住民票の写し及び後見等登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、その法人の商業・法人登記の登記事項証明書）※
- (9) 申請者に法施行令第5条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (10) 申請者が未成年者で、その法定代理人が個人である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (11) 申請者が未成年者で、その法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の定款又は寄附行為（申請日前3か月以内に原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書※
- (12) 連絡先（様式25）
- (13) 標準作業書の写し
- (14) その他知事が必要と認める書類

※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（本手引P. 67 別紙2参照）、商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）及び不動産登記の登記事項証明書を添付する場合には、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

また、商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とします。

### 公的機関が交付する書類（各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し）の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあつてはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。